

家賃減収補償調査算定要領運用申し合せ

〔平成31年4月22日 施管第158号〕
各（総合）振興局長あて 農政部長

家賃減収補償の算定にあたっては、家賃減収補償調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第55号）によるほか、補償月数は次に定める期間を標準とするものとする。

移転工法別標準工期表

規模 工法	標準工期					対象面積
	70㎡を超え 125㎡以内	125㎡を超え 175㎡以内	175㎡を超え 220㎡以内	220㎡を超え 250㎡以内	250㎡を超え 280㎡以内	
構内再築 工法	4月	4. 5月	5月	5. 5月	6月	建物延べ 面積
曳家工法	2月	2. 5月	3月	3月	3月	〃
曳家工法 (基礎重複)	2. 5月	3月	3月	3月	3月	〃

- 注1 構内再築工法及び曳家工法の標準移転工期は、運用方針別表第4建物移転工法別補償期間表を標準とし、規模によつての適宜補正の場合に本表により認定するものとする。
- 2 上記の標準工期月数は、一般住宅及び店舗併用住宅の木造在来工法を標準としたものである。
- 3 上記の標準工期月数は、着工から竣工までの期間であり、前後の準備期間（解体工事期間）を必要により加算できるものとする。
- 4 本表に掲げる規模以外及び特別な施工工法によるものは、専門家の意見により別途定めるものとする。